

～令和5年度決算に基づく

資金不足比率について～

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月22日に公布されました。この財政健全化法において、公営企業の資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、住民に公表することが義務付けられました。

三豊総合病院企業団の令和5年度決算における資金不足比率は以下のとおりです。

○資金不足比率：公営企業会計ごとの資金不足を示す比率

公営企業会計名	資金不足比率	経営状況
三豊総合病院企業団 病院事業会計 保健福祉事業会計 介護老人保健施設事業会計	— (資金不足額なし)	いずれの公営企業についても資金不足はなく、良好な状態です。

※ 表中において、資金不足比率は資金不足額がないため、「—」と表示しています。

算式 … 資金不足比率 = 資金不足額 ÷ 事業の規模 × 100

* 資金の不足額 … 実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

* 事業の規模 … 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

* 経営健全化基準とは…公営企業の経営状況が悪化した状態であるかを判断する基準 (20.0%以内)